

令和7年7月第189回定例 農業委員会総会議事録

令和7年7月10日（木）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第748号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題749号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第750号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第751号	事業計画変更の承認申請について
議第752号	農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第457号 その他の専決報告について

開会 午後１時３０分

事務局長	委員の皆様ご苦労様です。 それでは早速ですが定刻となりましたので、令和７年７月第１８９回定例総会の開会をお願い致します。 また、会議規則第５条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願い致します。
議長	本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。 毎日のように猛暑が続いており、また、ニュースを見ていますと、集中豪雨的に雨が降っているところもありますので、注意が必要だと思えます。
議長	それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。 本日の現在出席委員２１名、欠席の届出 ３名（７番 ●●委員、１６番 ●●委員、１９番 ●●委員）より、会議規則第４条第２項による欠席の届出がでております。 会議規則第６条により、委員の過半数が出席しておりますので、７月総会が成立していることを報告いたします。 それでは、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、令和７年７月第１８９回定例総会を、ただ今から開催します。
議長	先ず、日程第１ 会議録の署名委員の指名ですが、 ２２番 ●●●●委員 ２３番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。
議長	次に、日程第２ 議案の上程に入ります。 議第 ７４８ 号 農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。
事務局	議第７４８号、農地法第３条第１項の規定による申請に対し、

許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきま
す。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会
の決定を求める。令和7年7月10日提出、近江八幡市農業委員
会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況
地目とも畑、登記面積175㎡、世帯の経営面積、渡人2.3アール、
受人128.6アールで今回の申請面積を合わせますと130.3アール
となります。渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●
●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地●、●●●●
●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受
理由につきましては、相手方の要望、隣接農地と一体利用でござ
います。

番号2、土地の所在地、円山町●●番、登記地目、現況地目と
も畑、登記面積95㎡、世帯の経営面積、渡人4.5アール、受人6.
9アールで今回の申請面積を合わせますと7.8アールとなります。
渡人につきましては、円山町●●番地、●●●●、受人につきま
しては、円山町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由
につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、自宅に隣
接している農地の利用のためでございます。

番号3、土地の所在地、西宿町●●番、登記地目、現況地目と
も田、登記面積1,402㎡、世帯の経営面積、渡人15.8アール、受
人につきましては、35.1アールで今回の申請面積を合わせますと
49.1アールとなります。渡人につきましては、上田町●●番地、
●●●●、受人につきましては、日吉野町●●番地●●、●●●●
●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受
理由につきましては、規模拡大でございます。こちらにつきまし
ては、農地部会において、草刈り・水路清掃などの管理について、
地元上田町と協議できているのか確認が必要との意見がありまし
たので、確認いたしました。協議については、●●●●の代表の
方と管理の方法や地域のルールなどについて協議済みとのことで
した。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法
第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる
全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地
法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3

条3項)に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

(特になしの声)

議 長

(特に補足説明もないようですので、)皆様にお伺いします。

質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第 748 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 749 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 750 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題749号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、円山町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積191㎡、同じく円山町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積135㎡、申請人につきましては、中村町●●番地、●●●●、申請地は、円山町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、倉庫・小屋で、現地は平成5年ごろに造成され、すでに倉庫・小屋として利用されております。今回申請地を売却するにあたり、土地を調べたところ、農地転用ができていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、円山町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積72㎡、申請人につきましては、中村町●●番地、●●●●、申請地は、円山町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、番号1の駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、南津田町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積195㎡、同じく南津田町●●番地、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積95㎡、同じく南津田町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、同じく南津田町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積588㎡、南津田町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積52㎡、申請人につきましては、奈良県奈良市京終地方東側町●番地の●、●●●●号、●●●●、申請地は、南津田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、現地は昭和55年頃に造成され、すでに周辺住民の駐車場として利用されております。今回申請地を売却するにあたり、土地を調べたところ、農地転用ができていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、牧町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積69㎡、申請人につきましては、兵庫県神戸市

ますので今回申請されたものです。こちらの渡人につきましては、益田町●●番地、●●●●、以上5筆、1,630.62㎡の受人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、益田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は建売分譲住宅9区画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、益田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積16㎡、渡人につきましては、益田町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、益田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は、露天駐車場で、番号1の建売分譲住宅の見学者用駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 749 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 750 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 17番 ●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

6月30日に、議第 749 号、農地法 第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第750号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、7番●●委員、11番●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法 第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題

ないと考えます。

次に番号２の案件です。

周辺に農地が無いことから、問題はないと考えます。

次に番号３～５の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第５条の案件について、報告させていただきます。

番号１・２の案件です。

申請地の周囲には擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水排水については、敷地周囲に側溝を新設し、放流されることから、周辺農地への影響はないと考えます。

第４条許可申請５件、第５条許可申請２件、計７件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 質問も意見もないようですので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に、議第 ７５１ 号 事業計画変更の承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第 ７５１ 号、事業計画変更の承認申請について、を説明させていただきます。

農地法第５条第１項の規定により、農地転用許可がされた農地

について、次のとおり会長あて申請があったので、審議を求める。
令和7年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積294㎡、第三種農地、令和2年2月10日許可。番号2、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積93㎡、同じく長光寺町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積79㎡、第三種農地、令和2年2月10日許可。番号3、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積274㎡、第三種農地、令和2年4月10日許可。番号4、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積274㎡、第三種農地、令和2年4月10日許可。番号5、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積126㎡、第三種農地、令和2年8月11日許可、以上6筆の申請人につきましては、西本郷町西●番地●、株式会社●●●●、当初事業計画は太陽光発電施設、変更後事業計画は貸露天駐車場、理由としましては、太陽光発電施設として造成まで完了したところ、長光寺町内に運送業を開所している法人から、駐車場として利用したい旨の申出があったため事業計画変更の申請となりました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第 751 号 事業計画変更の承認申請については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは次に

議第 752 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第752号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市市長より別紙のとおり農用地利用主席等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和7年7月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回は、地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件が7P～12Pの188件、農地中間管理機構を通じた所有権移転が13ページに記載の1件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利の設定を受ける者、●●●●、東近江市大中●●番地、設定する土地、安土町大中●●番●、田、5,000㎡、設定する権利、賃借権、水田、令和7年9月1日から令和17年12月31日までの10年4カ月、借賃は10アールあたり30,000円、設定を受ける者、●●●●、大中町●●番地でございます。番号2以降の案件ですが、ほとんどが●●●●さんですが、今まで、相対で基盤法での賃貸借を結ばれていましたが、中間管理機構に一本化されるために、一旦解約をされて契約されるものです。

続きまして、所有権移転の番号1、所有権を移転する者、●●●●●、加茂町●●番地、移転する土地、加茂町●●番、田、4,358㎡、中間管理機構に移転する所有権、移転の時期、対価の支払い期限、引渡の時期は令和7年9月12日、対価につきましては、2,623,000円、受人に移転する所有権、移転の時期、引渡の時期は令和7年9月12日、対価の支払い期限は令和7年9月11日、対価2,750,000円、移転を受ける者、株式会社●●●●、加茂町●●番地●でございます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 752 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、
原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、次に、その他の専決報告について、事務局の説明を
求めます。

事務局

報告第457号、その他の専決報告について、農地法関連に基
づくその他の専決報告について、次のとおり報告する。令和7年
7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解
約通知の受理について、こちらは全て賃貸借契約解除で13件ご
ざいました。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、その他の専決報告について、質問等はございませ
んか。

委 員

(特になしの声)

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告
案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 189 回定例農業委員会総会を閉会しま
す。

閉会 午後2時12分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員